協賛会員に関する定款・各種規程

1. 定款

(会員)

- 第5条 この法人の会員は、栄養士法(昭和22年法律第245号)第2条の規定の管理 栄養士、栄養士の免許を有する者で、この法人の目的に賛同する個人とし、理事会の承 認を得た者とする。
- 2 前項の定めにかかわらず、この法人の会員に名誉会員の称号を、この法人の会員以外 の者に協賛会員または特別会員の名称を付与することができる。協賛会員及び特別会員 の名称は、これを付与された者を会員とするものではない。
- 3 協賛会員及び名誉会員に関し必要な事項は、理事会がこれを定める。
- 4 次条以下の規定において会員とは、第1項の会員を指すものとする。
- 5 第1項の会員をもって、一般社団法人法及び一般財団法人法に関する法律(平成18 年6月2日法律第48号。以下「法人法」という。)上の社員とする。

2. 定款施行規則

(協賛会員の入会手続等)

- 第4条 協賛会員になろうとする者は、入会申込書 (様式4) に所定の事項を記入 し会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。
- 2 理事会で承認された協賛会員は、定められた会費を会長に納入しなければならない。
- 3 会長は協賛会員から会費の納入を受けたときは、協賛会員名簿 (様式5) に登録するとともに協賛会員証 (様式6) を交付しなければならない。
- 4 協賛会員に関し必要な事項は、この規則に定めるもののほか理事会の決議を経 て別に定める。

(退会の手続き)

- 第5条 会員及び協賛会員、特別会員が退会しようとするときは、会長に退会届(様式9)を提出しなければならない。
- 2 前項の場合、会長は名簿の登録を抹消しなければならない。

(登録事項の変更)

- 第6条 会員及び協賛会員、特別会員が登録事項に変更があったときは、15日以内に会長に登録記載事項変更届(様式10)を提出しなければならない。
- 2 前項の場合、会長は登録事項を訂正しなければならない。

(会費)

第7条 会員、特別会員の会費は、年額10,000円とする。 協賛会員の会費は、1口50,000円とし、1口以上とする。

(会費の納入方法)

第8条 会員及び協賛会員、特別会員は翌年度の会費を前年度の3月31日までに

納入しなければならない。

- 2 会長は、会員及び協賛会員、特別会員から会費が納入されたときは領収書(様式11)を交付しなければならない。
- 3. 協賛会員規程

協養会員規程

制定施行 平成24年 4月 1日

(目的)

第1条 この規程は、定款施行規則第3条第4項の規定に基づき、協賛会員に必要な事項を定める。

(協賛会員の承認)

第2条 協賛会員の承認は別表を基準とする。

(協賛会員の特典)

- 第3条 協賛会員には次の特典を与える。
 - (1) 機関紙に一定の無料広告欄を用意するとともに、機関紙を送付する
 - (2) 本会の主催する事業に参加し、印刷物等を無料配布することができる
 - (3) 本会の総会、千葉県栄養改善学会において、商品展示のための一定の無料展示スペースを用意する
 - (4) 優良商品としての斡旋を積極的に行う
 - (5) その他 (理事会もしくは部長会において必要と認めた事項)

(協賛会員資格の喪失)

第4条 協賛会員が本会の目的に反した行為を行ったとき、または、本会を悪用し 名誉を損なう行為を行ったときは、理事会の議決によりその資格を失うものと する。

会長は協賛会員が資格を喪失したときは、当該協賛会員に対しその旨を文書 で通知するとともに、機関紙にその旨を掲載しなければならない。

(規程の変更)

第5条 この規程の変更は、理事会の議決を経なければならない。

付 則(平成24年4月14日)

この規程は平成24年4月1日から施行する。

- 1. 優良な食品、薬品を製造・販売している者
- 2. 給食業務に必要な機械、器具、食品等を製造・販売している者
- 3. 栄養士に必要な書籍を出版・販売している者
- 4. 栄養指導に必要な模型、資材等の教材を製造・販売している者
- 5. 会員の知識又は技能を高めるうえで有益な商品を製造・販売している者

ただし、売り込み等において会員の迷惑にならないこと

- 6. すでに理事会が承認し、継続して会員となっている者
- 7. その他理事会において承認した者